

多摩六都科学館組合緑地等保全懇談会設置要綱

平成 26 年 2 月 1 日制定

第 1 設置

多摩六都科学館組合（以下「組合」という。）が実施する駐車場整備事業の実施に当たり、多摩六都科学館敷地内全体の緑地等の保全（以下「緑地等保全」という。）を目的に、緑地等保全の方針及び方法、内容等について調査し、研究し、又は検討するため、多摩六都科学館組合緑地等保全懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について調査し、研究し、又は検討し、その結果を多摩六都科学館組合管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 緑地等保全の方針に関すること。
- (2) 緑地等保全の方策に関すること。
- (3) その他緑地等保全に必要な事項に関し、管理者が必要と認める事項

第 3 組織

懇談会は、次に掲げる委員 8 人以内をもって構成する。

- (1) 有識者 3 人以内
- (2) 自然保護に関するボランティア団体等が推薦する者 3 人以内
- (3) 多摩六都科学館指定管理者職員 2 人以内

第 4 任期

委員の任期は、第 2 の規定による所掌事項の報告が終了したときまでとする。

第 5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

第7 謝金

委員が懇談会に出席したときは、第3第1項第3号に規定する委員を除き、予算の範囲内で謝金を支払う。

第8 庶務

懇談会の庶務は、組合管理課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。